

## 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める 意見書

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のために施策に取り組むべきことを定めている。

また、障害者差別解消法の平成 28 年 4 月 1 日の施行に併せて、本県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行された。本市においても障がい及び障がいのある人の現状と課題について理解を深め、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、取り組んでいかなければならない。

障がい者の自立や社会参加を促進し共生社会を実現するためには、移動手段の確保は必要不可欠であり、このことから鉄道や航空機などの公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするものであって、精神障がい者を対象とするものは少なく、大きな格差が生じている。

よって、国会及び政府におかれましては、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 22 日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会